



うめ

花みずき
m

BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

税理士法人
安蒜会計

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone : 047 (341) 8811
Fax : 047 (341) 8080

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日
23日・天皇誕生日

- 国 税 / 令和7年分所得税の確定申告
2月16日～3月16日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月16日
(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月2日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 3月2日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 3月2日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 3月2日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

地方税 / 固定資産税(都市計画税) 第4期分の納付
市町村の条例で定める日



所有不動産記録証明制度 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。

令和7年分 確定申告のポイント

今年の確定申告は、基礎控除や給与所得控除の改正、特定親族特別控除の創設などの改正点がありますので、ポイントを確認します。
令和7年分の確定申告書の提出期限は、令和8年3月16日(月)です。

基礎控除の改正

従来、基礎控除額は最高48万円でしたが、10万円引き上げられて58万円になりました。さらに低所得者層の税負担に配慮する観点から、基礎控除の上乗せを恒久的措置として行うことになりました。【次頁図参照】
基礎控除の改正に伴って、扶養控除等の対象となる扶養親族

等の所得要件も改正されました。具体的には、扶養親族と同一生計配偶者の合計所得金額の要件とひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下に、勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下に、それぞれ10万円引き上げられました。

給与所得控除の改正

物価上昇と就業調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

具体的には、昨年までは給与の収入金額が162万5千円以下の人控除額は55万円、それ以上の人は一定の算式で計算した金額が給与所得控除額でした。これが、給与の収入金額が190万円以下の人の控除額が65万円になりました。給与の収入金額が190万円を超える人の給与所得控除額には、改正はありません。
給与所得控除の改正に伴って、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必

要経費に算入する金額の最低保障額が65万円に引き上げられました。

特定親族特別控除の創設

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。ただし、配偶者や青色事業専従者として給与の支払いを受ける人、白色事業専従者を除きます。

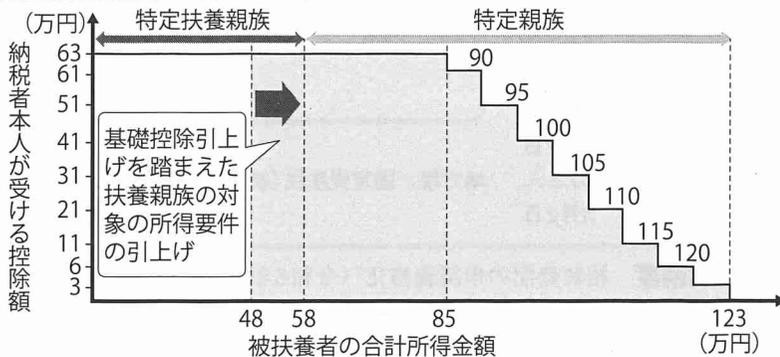
特定親族の合計所得金額が85万円以下の場合、特定扶養親族と同額の所得控除が受けられ、85万円を超えた場合でも控除額が段階的に通減する仕組みになっています。【下図参照】

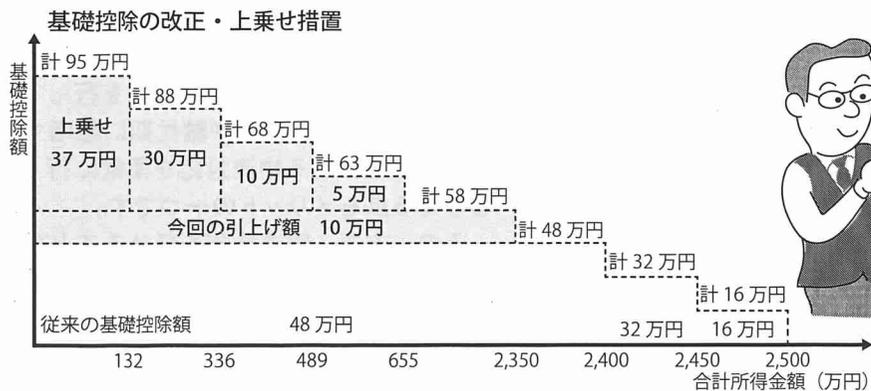
住宅ローン控除の拡充

急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、子育て世帯等について、住宅ローン控除における借入限度額の上乗せが行われました。

子育て世帯等とは、18歳以下の扶養親族を有する者、又は、自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者をいいます。借入限度額は、500万円から1千万円上乗せされています。

特定親族特別控除のイメージ





確定申告チェック表

(令和7年分用)

①確定申告が必要な人

区分	項目	チェック内容	☑
対象者 (主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	給与収入が年間2,000万円を超える		<input type="checkbox"/>
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	<input type="checkbox"/>
	2か所以上から給与をもらっている		<input type="checkbox"/>
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に貸付金利息や賃借料などの支払いを受けた		<input type="checkbox"/>
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には不要	<input type="checkbox"/>
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		<input type="checkbox"/>
	譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 雑所得(業務)で一定の人は、収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>

②確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	☑
所得控除 (主な例)	医療費控除	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上	<input type="checkbox"/>
		差引負担額から所得金額の5%(最高10万円)を差し引く	
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	特定扶養親族・特定親族	対象者は、扶養親族のうちH15.1.2～H19.1.1生まれの人	<input type="checkbox"/>
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下	<input type="checkbox"/>
		夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得58万円以下、事実婚の状況にない	<input type="checkbox"/>	
配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	<input type="checkbox"/>	
(主な例) 税額控除	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	<input type="checkbox"/>
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超は、適用不可 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充有り	<input type="checkbox"/>
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	<input type="checkbox"/>
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	<input type="checkbox"/>
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	<input type="checkbox"/>

ワンストップ物流

ワンストップ物流とは、物流に関する全ての業務を物流業者がまとめて請け負うサービスのことで、物流に関する業務には、さまざまな工程があります。例えば、配送対象商品の仕入れや自社倉庫への保管と在庫管理、受注、商品の取り出し（ピッキング）、梱包、出荷、配送手配、返品業務などが挙げられます。これらの物流にかかわる一連の作業を一つの物流会社が代行することを「ワンストップ物流」といいます。

ワンストップ物流の最大のメリットは、商品販売業者の手間が省けるという点です。これまでは、販売業者が商品を売るためには、商品の在庫管理や梱包、発送の手続きなどを行う必要がありました。これを物流業者に委託することで、販売業者は商品の企画や開発、販促活動に注力することができます。また、自社倉庫で商品の管理をする必要もなくなるため、倉庫の土地代や

光熱費、管理部門の人員費等の費用を浮かせることもできます。さらに、売上状況にあわせて業者が物流業務の調整を行ってくれるため、セール期間や繁忙期に急増することが見込まれる物流対応を柔軟に行ってもらえる点もメリットの一つです。

その一方で、物流業務を任せることによる懸念点も見逃ごせません。例えば、配送業務を物流業者へ一括して任せているため、配送に関する現場トラブルなどに気づきにくいという点が挙げられます。異なる会社間で業務を連携するには、同一会社内で対応を行う場合と違い、円滑なコミュニケーションが求められます。連絡が不十分だと、在庫管理や配送情報のズレが生じ、顧客対応に支障をきたす危険性があります。さらに、物流業務の委託には、当然ながらコスト（委託料）が発生します。

メリットの多いワンストップ物流ですが、導入する際にはこれらの懸念点を念頭に置いた上で、自社に適した導入方法を検討すると良いでしょう。

スーツケース廃棄問題

近年は、海外から多くの観光客が訪れています。そのような中で社会問題化しているのが「スーツケース廃棄問題」です。これは、外国人観光客が要らなくなったスーツケースをホテルや空港へ置き去りにする行為をいい、旅行中に荷物が増えて新しいスーツケースに買いかえる、容量オーバーで機内持ち込みができないスーツケースを放置する、不要なスーツケースの捨て方が分からず放置する、といった場合があります。

ホテルや空港へ放置されたスーツケースは遺失物として扱われ、一定期間保管された後、持ち主が見つからない場合は処分されます。スーツケースは場所を取るため空港・ホテル共に保管場所に苦慮しており、中には危険物混入の恐れで警察沙汰になることもあります。

対策として、スーツケース引取りサービスを開始したホテルや空港もありますが廃棄数は依然として多く、国をあげての対策が求められています。

ひんご歳時記

高齢者安全入浴の日

2月4日は「高齢者安全入浴の日」です。厳しい寒さが続くこの時期、特に高齢者の入浴事故（ヒートショック）が多発するといわれています。

これを受け、一般社団法人高齢者入浴アドバイザー協会により「不（2）・死（4）」と「入（にゅ）（2）・浴（よく）（4）」を掛け定められました。二十四節気

のはじまりである「立春」の時期とも重なり、一年のはじまりを健やかな入浴で迎えようという願いも込められています。

同協会が提唱する「高齢者安全入浴10カ条」では、入浴に適した時間帯、脱衣場や浴室の温度、入浴後の水分補給など、気をつけるべき内容が定められています。特に高齢者の場合は、入浴前後に家族に声をかけることも事故防止に効果的とされています。